

令和 8 年 3 月 1 1 日

課 名 島根県環境生活部廃棄物対策課

担当者 中林 ・ 阪口

電 話 0852-22-6421・6151

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可の取消しを行いました。

記

1. 被処分者 株式会社幸伸商事（兵庫県加西市倉谷町398番地の18）
代表取締役 柏木 幸太
2. 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
(許可番号：03200186593)
3. 処分の年月日 令和8年3月9日
4. 処分の理由 被処分者は、法第14条第5項第2号イにおいて準用する第7条第5項第4号ホに該当していたことが判明した。このことは、第14条の3の2第1項第4号に定める許可取消事由に該当するため。

【参考】

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分件数（許可取消、停止）

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
産業廃棄物処理業 (特管を含む)	許可取消	4	1	3	2	1	2
	事業停止						
産業廃棄物処理施設	許可取消						
	使用停止						
一般廃棄物処理施設	許可取消						
	使用停止						

※件数は許可件数で計上。また、今回の許可取消を含む件数。

※過去5年間の行政処分(取消し処分)は廃棄物対策課ホームページで公開しています。

[産業廃棄物処理業者等に対する行政処分情報]

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/gyousei_syobun.html